

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1341

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-1213）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の取扱い)	(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の取扱い)
第4条の3 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	第4条の3 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
2・3 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額)	2・3 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額)
第9条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員、企業等会計年度任用職員又は単労会計年度任用職員並びに職員給与条例、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員及び期末勤勉手当規則第7条第1項に規定する者として在職した期間（任命権者がそれらの者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	第9条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員、企業等会計年度任用職員又は単労会計年度任用職員並びに職員給与条例、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員及び期末勤勉手当規則第7条第1項に規定する者として在職した期間（任命権者がそれらの者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
2～4 (略) (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当	2～4 (略) (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当

の額)

第9条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額
勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額にパートタイム会計年度任用職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）を乗じて得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2～5 (略)

の額)

第9条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額
勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額にパートタイム会計年度任用職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）を乗じて得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。